

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス又は第1号通所事業を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の
とおり説明します。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 施設の設備の状況	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. 緊急時の対応方法	7
8. 事故発生時の対応方法	7
9. 非常災害対策	7
10. 守秘義務について	7
11. 身体拘束の廃止	7
12. 適切な事業運営のために.....	7
13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について.....	7
14. 事業継続計画の策定.....	7
15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置.....	7
16. 虐待防止.....	7
17. 苦情の受付及び虐待防止に関する相談について.....	8

社会福祉法人 光道園
デイサービスセンター さざんかホール

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福井県指定 第1872000524号

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 光道園
(2) 法人所在地 福井県鯖江市和田町9字1の1
(3) 電話番号 0778-62-1234
(4) 代表者氏名 理事長 荒木 博文
(5) 設立年月日 昭和33年7月24日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成12年2月29日指定 福井県 第1872000524号
介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業
平成29年4月1日 指定 福井県 第1872000524号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、要介護又は要支援と認定されたご利用者
お一人お一人の意思および人格を尊重し、ご利用前の居宅における生
活とご利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立的
な日常生活を営むことを援助・支援することにより、ご利用者の心身
の機能の維持ならびにご利用者のご家族の身体的および精神的負担の
軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター さざんかホール
- (4) 事業所の所在地 福井県丹生郡越前町朝日22字7の1
- (5) 電話番号 0778-34-1788
- (6) 管理者 村岡 英明
- (7) 事業所の運営方針
- ① 事業所の職員は、要介護又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力
に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービス又は介護予防通
所介護サービスを提供します。
 - ② 事業所の職員は、ご利用者の人権を擁護、尊重し、常にご利用者の立場に立ったサー
ビスの提供に努めます。
 - ③ 本事業の実施にあたっては、地域やご家族等との結びつきを重視し、関係市町村、地
域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業所とも密接な連携を図り、総合的
なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 通所介護事業所 平成12年4月1日
通所型予防給付相当サービス 平成29年4月1日
- (9) 利用定員 28名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域
越前町(朝日地区)

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(月曜日～土曜日の祝日は営業)
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
休業日	日曜日・12月29日～1月3日(必要に応じて実施する場合あり)
サービス提供時間	午前9時～午後4時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者		1名(1)		従業者、事業管理	1名(1)
生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事	3名(3)		相談助言・調整	3名(3)
機能訓練指導員	理学療法士 言語聴覚士 鍼灸マッサージ士	5名(3) 1名() 1名(1)		機能回復訓練	7名(4)
歯科衛生士		1名()		口腔ケア指導・評価	1名()
介護・看護職員	看護師		1名()	健康把握・保持	1名()
	准看護師	2名(1)		健康把握・保持	2名(1)
	介護福祉士	7名(1)	4名()	援助及び介護	11名(1)
	1～2級修了者			援助及び介護	
	3級修了者			援助及び介護	
	その他			援助及び介護	

()内は男性再掲

5. 施設の詳細の状況

定 員	28名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 107.36㎡	相談室	1室
トレーニングルーム	1室 74.65㎡	送迎車	4台
浴 室	一般浴室と特殊浴室があります。		

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助・支援及び機能訓練等のサービスを実施します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

(1) サービスの内容と利用料金

【通所介護】

報 酬 名	内 容	1割負担 単位(円)	2割負担 単位(円)	3割負担 単位(円)
(1) デイサービス基本料金				
要介護度1	1日あたりの自己負担分	658円/日	1,316円/日	1,974円/日
要介護度2		777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護度3		900円/日	1,800円/日	2,700円/日
要介護度4		1,023円/日	2,046円/日	3,069円/日
要介護度5		1,148円/日	2,296円/日	3,444円/日
(2) 体制加算				
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	介護福祉士の資格を持った職員を一定以上配置し、質の高いサービスを提供します。	22円/日	44円/日	66円/日
中重度者ケア体制加算	重度の要介護者であっても、住み慣れた地域での在宅生活が継続できる体制を整えています。	45円/日	90円/日	135円/日
科学的介護推進体制加算	厚生労働省に支援内容等を提出し、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進していきます。	40円/月	80円/月	120円/月

(3) 個別加算				
入浴介助加算Ⅰ	手すりのある一般浴と、特殊浴槽は、ストレッチャーと座浴の2種類あり。又、見守り・介助職員が付き添います。	40円/回	80円/回	120円/回
入浴介助加算Ⅱ	自宅にて入浴するための入浴計画を作成し、自宅の浴室環境を模した入浴を実施します。	55円/回	110円/回	165円/回
個別機能訓練加算Ⅰイ	心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を複数種類設定し、生活意欲が増進されるよう5人以下の小集団にて援助します。	56円/回	112円/回	168円/回
個別機能訓練加算Ⅰロ	機能訓練指導員を常時配置し、利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、生活機能向上を目的とした、個別機能訓練を5人以下の小集団又は個別にて実施します。	76円/回	152円/回	228円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、定期的に計画に反映していきます。	20円/月	40円/月	60円/月
ADL維持等加算Ⅰ	ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いを定期的に測定し、その結果を厚生労働省に報告し、一定の水準を超えた場合に算定します。	30円/月	60円/月	90円/月
認知症加算	認知症高齢者であっても、住み慣れた地域での在宅生活が継続できる体制を整えています。	60円/日	120円/日	180円/日
栄養アセスメント加算	利用者ごとに、管理栄養士、その他多職種の職員共同で栄養状態を定期的に確認し、当該利用者及びその家族に説明をします。	50円/月	100円/月	150円/月
栄養改善加算	管理栄養士等により、栄養ケア計画を作成。栄養状態を改善するためのサービスを実施します。	月2回限度 200円/回	月2回限度 400円/回	月2回限度 600円/回
口腔機能向上加算Ⅱ	歯科衛生士により、口腔ケア計画を作成。清潔、摂食、嚥下機能の向上を図るサービスを実施します。	月2回限度 160円/回	月2回限度 320円/回	月2回限度 480円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※令和6年5月31日以降は廃止	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善実施しています。	所定単位数 × 5.9%		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ ※令和6年5月31日以降は廃止	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の更なる処遇改善実施しています。	所定単位数 × 1.2%		
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月31日以降は廃止	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の更なる処遇改善実施しています。	所定単位数 × 1.1%		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※令和6年6月1日～	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の更なる処遇改善実施しています。	所定単位数 × 9.2%		

下記料金を自己負担していただきます。ただし、夕食の提供はありません。

どの要介護度のお客様も 1時間までは 50 円 が基本料金に加算されます。

2時間までは 100 円 が基本料金に加算されます。

2時間を超えてのご利用は以降1時間ごとに 500 円 が加算されます。

【第1号通所事業】

報 酬 名	内 容	1割負担 単位(円)	2割負担 単位(円)	3割負担 単位(円)
(1) デイサービス基本料金 要支援1・2、週1回程度 要支援2、週2回程度	1月あたりの自己負担分 入浴・運動器機能向上も包括	1,798円/月 (436円/回) 3,621円/月 (447円/回)	3,596円/月 (872円/回) 7,242円/月 (894円/回)	5,394円/月 (1,308円/回) 10,863円/月 (1,341円/回)
(2) 体制加算 サービス提供体制 強化加算(Ⅰ) 要支援1 要支援2	介護福祉士の資格を持った職員を一定以上配置し、質の高いサービスを提供します。	88円/月 176円/月	176円/月 352円/月	264円/月 528円/月
科学的介護推進体制加算	厚生労働省に支援内容等を提出し、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進していきます。	40円/月	80円/月	120円/月

(3) 個別加算				
栄養改善加算	管理栄養士等により、栄養ケア計画を作成。栄養状態を改善するためのサービスを実施する。	200円/月	400円/月	600円/月
栄養アセスメント加算	利用者ごとに、管理栄養士、その他多職種の職員共同で栄養状態を定期的に確認し、当該利用者及びその家族に説明をします。	50円/月	100円/月	150円/月
口腔機能向上加算	歯科衛生士により、口腔ケア計画を作成。清潔、摂食、嚥下機能の向上を図るサービスを実施する。	160円/月	320円/月	480円/月
一体的サービス提供加算	ご利用者に対し、栄養改善、口腔機能向上のうち、2種類以上のサービスを同日に提供します。(月2回以上)	480円/月	960円/月	1,440円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※令和6年5月31日以降は廃止	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善実施しています。	所定単位数 × 5.9%		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ ※令和6年5月31日以降は廃止	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の更なる処遇改善実施しています。	所定単位数 × 1.2%		
介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ ※令和6年5月31日以降は廃止	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の更なる処遇改善実施しています。	所定単位数 × 1.1%		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※令和6年6月1日～	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の更なる処遇改善実施しています。	所定単位数 × 9.2%		

※当事業所へ自ら来られたりご家族が送迎される場合、片道あたり47円減算されます。

＜共通サービス＞

- ・ 送迎
ご利用者のご希望があれば、ご自宅と事業所間の送迎は無料で行います。
ただし、通常の実施地域は越前町(朝日地区)です。
この地区以外のご利用は、上記料金に5%が加算されます。

- ・ 食事
ご利用者の状態に応じた食事(お粥、ソフト食、刻み食、ミキサー食等)をご用意いたします。
又、経管栄養等の対応もいたします。その場合にはあらかじめ事業所に申し出て下さい。
食事時間; 12:00～13:00
1食当たり 630 円

- ・ レクリエーション、クラブ活動
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金、材料代等の実費をいただきます。

- ・ 複写物の交付
ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。又、複写物の交付を受けることができます。無料です。

- ・ 日常生活上必要となる諸費用
日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
おむつ; 現物をご用意下さい。もしくは実費をいただきます。

- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
- * その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
- * サービス提供証明書を後日越前町の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

＜サービスの利用頻度＞

- ①利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。
- ②ただし、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

＜サービス利用にあたっての留意事項＞

①送迎時間、利用中止の連絡

通常の送迎の時間を変更したい場合、または利用中止の場合は、サービス提供当日の午前8時30分までにご連絡下さい。

②体調確認

到着後バイタルチェックをしますが、事前に体調が悪い兆候や自覚症状がある場合は、当日午前8時30分までにご連絡下さい。看護師と相談させていただきます。

③体調不良によるサービスの中止・変更

到着後、血圧・脈拍・体温のチェックをして異常がある場合は、ご家族と連絡をとりご本人のご希望も踏まえてサービスの中止または変更を検討します。中止の場合は家までお送りいたします。

④食事のキャンセル

都合で食事をキャンセルしたい場合は、当日午前8時30分までにご連絡下さい。

⑤設備、器具の使用

事業所内の設備・器具は他のご利用者のご迷惑にならないようにご利用下さい。
使用方法是職員にお聞き下さい。

＜サービスの終了＞

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者、ご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ご利用者がサービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は、ご利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

＊ 介護予防の方のみ

①月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

②ご利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引き又は増額はしません。

③ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

④月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 四 月途中で短期入所生活介護を使用した場合

⑤サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振込み	
北陸銀行 神明支店 普通預金	4523200
口座名義 介護老人福祉施設等事業会計	代表 荒木 博文
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし	
ご利用できる金融機関: 銀行、信用金庫、農協、漁協、郵便局	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策

非常災害、その他緊急事態に備え、必要な設備を備えると共に防災計画を作成し、防災に努めます。

10. 守秘義務について

事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保守します。又、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨の誓約書を取り交わしています。

11. 身体拘束の廃止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 適切な事業運営のために

事業計画や財務内容の資料をご要望に応じていつでも閲覧することができます。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	(有) 無
実施した直近の年月日	令和5年12月21日
実施した評価機関の名称	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	(有) 無

14. 事業継続計画の策定

(1) 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定通所介護事業の提供継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、当該施設職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修(2回/年)及び訓練(2回/年)を定期的の実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

(1) 事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員間で周知します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

16. 虐待防止

(1) 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、職員間での周知を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

17. 苦情の受付及び虐待防止に関する相談について

(1) 当事業所における苦情及び虐待防止に関する相談の受付

当事業所における苦情やご相談、虐待防止に関する相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

出垣内 祥平

電話 0778-34-178

○苦情解決責任者

[理 事]

村岡 英明

電話 0778-34-122

○虐待防止責任者

[管 理 者]

村岡 英明

電話 0778-34-178

○受付時間

月曜日～金曜日

8:30～17:30

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。ご利用者及びその家族等は、当事業所への苦情やご意見、虐待防止に関する相談は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

矢 納 正 人	住所 〒918-8162 福井市角原町 32-42 電話 0776-21-6727
白 井 尊 志	住所 〒916-0061 鯖江市平井町18-10-32 電話 0778-62-2858
永 松 真	住所 〒916-3604 福井市グリーンハイツ2-127 電話 0776-98-2611

(3) 円滑かつ迅速に苦情及び虐待防止に関する相談の処理を行うための処理体制・手順

さざんかホールの受付は、24時間対応が可能ですから担当者が時間外等不在の場合でも、携帯電話等で迅速に対応していきます。

手順処理体制としては、担当者が在籍の場合は面談で対応、電話の場合は担当者に直接連絡を入れます。

不在(外出、夜間)の場合、受付は要件を聞き担当者に直接内容を連絡、折り返し苦情先へ連絡を入れます。

受付内容によっては、直接訪問調査等を行い、関係機関(市町村、居宅介護支援事業所)と連絡を取り合う。又、受付内容は必ず書面にて保存し、必要に応じて苦情解決責任者又は虐待防止責任者及び第三者委員へ報告し、解決に向けて必要な措置を講じます。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所に対し市町村、国民健康保険団体連合会から問い合わせ、指導等があった場合は、迅速、誠実に対応していきます。

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

越前町介護福祉課

電話 0778-34-8710

国民健康保険団体連合会

電話 0776-24-2347

福井県運営適正化委員会

電話 0776-57-1612

令和 年 月 日

指定通所介護サービス、又は第1号通所事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター さざんかホール

管理者

氏名

村岡 英明

印

説明者職名

生活相談員

氏名

出垣内 祥平

印

私は、本書面に基づいて事業者からサービスの重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印